

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和2年6月8日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和2年6月8日(月) 午前10時 開会  
午前10時47分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	福住礼子	副委員長	弘 豊	委員	森西 正
委員	檜村一臣	委員	香川良平	委員	光好博幸
議長	村上英明	副議長	増永和起		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 山口 猛

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 溝口哲也  
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 速水知沙  
同局書記 織田裕太

### 1. 案件

令和2年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。本日は、大変お忙しい中、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。

本日は、議会運営委員会ということでございますが、冒頭、一言おわび申し上げたいというふうに思っています。

既に新聞等で報道がございました事務的なエラー、ミス、それから不祥事で、皆さん方に大変不快な思い、ご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。心からおわび申し上げたいと思います。

それでは、続きまして議会運営委員会の開催に当たり、ご挨拶申し上げます。

昨年末、中国政府が武漢市で未知数の感染症の存在を公表し、それから僅か数か月、世界は新型コロナウイルス感染症の拡大に見舞われ、多くの命が奪われ、今も終息には至っておりません。

我が国では、4月7日に始まった緊急事態宣言は全国に拡大され、外出自粛など、過去一度もなかった生活上の大きな制約を経験することとなりました。

その結果、今では新型コロナウイルス感染者数がピークを超えたことから、緊急事態宣言が全面的に解除されましたが、これは決して安全宣言ではなく、今後も再流行を警戒しつつ、慎重な日常生活が求められています。

さて、そのような中、来る6月11日から開催されます、令和2年第2回摂津市議会定例会におきまして、報告案件5件、補

正予算案件3件、人事案件16件、条例案件12件、その他2件、合計38件の議案提出を予定いたしております。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○福住礼子委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名いたします。

それでは、第2回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和2年第2回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第7号は、令和元年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございます。

本件は、令和元年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款3民生費、項1社会福祉費の市立みきの路運営事業で、金額1,020万8,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源は、全額一般財源となっております。

款7土木費、項2道路橋りょう費の千里丘三島線東側道路改良事業は、金額1,038万5,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源は、全額一般財源となっております。

未就学児移動経路対策事業は、金額2,336万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金817万5,000円、地方債1,510万円、一般財源8万5,000円と

なっております。

項4都市計画費の阪急京都線連続立体交差事業は、金額5億3,500万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、府支出金5億3,405万1,800円、一般財源94万8,200円となっております。

款9教育費、項1教育総務費の研修用PCネットワーク環境整備事業は、金額704万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源は全額一般財源となっております。

項2小学校費の小学校施設改修事業は、金額3億1,067万7,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金5,306万2,000円、地方債2億1,090万円、一般財源4,671万5,000円となっております。

小学校情報通信ネットワーク環境整備事業は、金額2億2,673万4,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金6,155万3,000円、地方債1億1,250万円、一般財源5,268万1,000円となっております。

項3中学校費の中学校施設改修事業は、金額1億2,451万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金2,192万1,000円、地方債9,790万円、一般財源468万9,000円となっております。

中学校情報通信ネットワーク環境整備事業は、金額1億1,719万1,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金2,815万円、地方債5,820万円、一般財源3,084万1,000円となっ

ております。

次に、報告第8号は、令和元年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件でございます。本件は、令和元年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2、第1項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1資本的支出、項1建設改良費の公共下水道整備事業の東別府雨水幹線建設負担金につきまして、令和元年度継続費予算現額9億7,000万円に対し、5億1,000万円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、企業債、交付金それぞれ2億5,500万円となっております。

次に、報告第9号は、令和元年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件でございます。

本件は、令和元年度繰越額が確定いたしましたので、企業公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1資本的支出、項1建設改良費の配水管整備事業の鳥飼本町二丁目2番地内配水管布設工事につきまして、予算計上額1億5,816万3,500円に対し、1億1,466万3,500円を繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、全額損益勘定留保資金となっております。

次に、報告第10号は、令和元年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件でございます。

本件は、令和元年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1資本的支出、項1建設

改良費の公共下水道整備事業の公共下水道茨木摂津処理分区管渠布設工事31-2工区につきまして、予算計上額6,779万7,400円に対して2,784万7,400円を繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、企業債1,840万円、交付金800万円、損益勘定留保資金144万7,400円となっております。

公共下水道整備事業の三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事につきましては、予算計上額4億946万6,100円に対し、1億4,946万6,100円を繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、企業債770万円、交付金3,000万円、工事負担金9,982万5,873円、損益勘定留保資金1,194万227円となっております。

次に、補正予算に係る案件でございます。

議案第37号は、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）でございます。

現計予算額464億5,419万9,000円に補正額9億3,143万3,000円を追加し、補正後予算額を473億8,563万2,000円とするものでございます。

その主な内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や都市再生機構負担金を計上するほか、補正財源の調整により財政調整基金繰入金を増額補正いたしております。

歳出では、商品券交付金や小学校用PCネットワーク構築委託料などを計上いたしております。

次に、議案第38号は、令和2年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、収益的収入におきまして現計予算額22億2,907万8,000円から

580万3,000円を減額し、補正後予算額を22億2,327万5,000円とするほか、収益的支出におきましては、現計予算額19億8,833万4,000円に44万円を追加し、補正後予算額を19億8,877万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策による基本料金減額に伴う水道料金などの補正でございます。

次に、議案第39号は、令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、歳入歳出予算総額に変更はなく、歳入予算におきまして、低所得者の保険料軽減のため一般会計繰入金を増額し、その同額を保険料から減額するものでございます。

次に、議案第40号から議案第55号までは、農業委員会委員の任命について同意を求める件でございます。

本件は全て、農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き濱口光緒氏、池上良雄氏、山手賢三氏、福田洋子氏、神寄勇人氏、石橋周三氏、萩原明氏、西島俊治氏、近藤元二氏、濱口護氏を任命するとともに、新たに北本雅好氏、岩田延弘氏、渡邊勝彦氏、川本良明氏、樋上繁昭氏、森智氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第56号は、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市長の附属機関として、事務執行適正化第三者委員会を設置するため、所

要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和2年7月1日といたしております。

次に、議案第57号は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る衛生・一般廃棄物作業従事手当の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いのある者の救護に従事した職員に対し日額3,000円、身体に接触して救護に従事した場合にあっては、日額4,000円の衛生・一般廃棄物作業従事手当を支給することとするものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、令和2年3月1日から遡及適用することといたしております。

次に、議案第58号は、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、市民税に関しましては、令和3年度以降の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えるとともに、対象となる者の前年の合計所得金額を135万円以下とするものでございます。また、令和3年度以降の各年度分の個人の市民税における基礎控除及び調整控除については、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者について適用することとするものでございます。

軽自動車税に関しましては、電気軽自動

車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の軽自動車であって、乗用のものについて令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた場合には、その翌年度分の種別割に限り、税率の約75%を軽減するものでございます。

市たばこ税に関しましては、市たばこ税の税率について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までは1,000本につき6,122円、令和3年10月1日以降は1,000本につき6,552円とするほか、加熱式たばこ及び葉巻たばこの課税方式について所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年1月1日といたしておりますが、ただし、第1条中市たばこ税に関する規定は令和2年10月1日、同条中、軽自動車税に関する規定は令和3年4月1日、第2条中、市たばこ税に関する規定は令和3年10月1日、同法中、法人の市民税に関する規定は令和4年4月1日、第3条の規定は、令和4年10月1日といたしております。

次に、議案第59号は、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、住民票の除票及び戸籍の附票の除票が法制化されたことに伴い、手数料の種類に住民票の除票の写し及び除票記載事項証明書、並びに戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を追加するとともに、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するものでございます。なお、

施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第60号は、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもので、放課後児童支援員認定資格研修について都道府県知事及び政令指定都市の長に加え、中核市の長も実施できることとなったため、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第61号は、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、市の利用調整等により、地域型保育事業所卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設（保育所、幼稚園、または認定こども園）の確保を不要とするものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第62号は、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでござい

ます。

内容といたしましては、市の利用調整等による家庭的保育事業所卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設（保育所、幼稚園、または認定こども園）の確保を不要とするものでございます。

また、保護者の疾病、疲労等により療育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の提供を可能とするものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第63号、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、大阪府の福祉医療費助成制度の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、精神病床への入院に係る給付を医療費助成の対象とするものでございます。また、障害者医療費助成における住所地特例、これは、市外の病院等に入院等をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更した者であって、病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた者を市内に住所を有する者とみなして条例を適用するというものでございます。これにつきまして、国民健康保険における住所地特例に合わせ、対象となる施設を病院、診療所、児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護保険施設、介護保険特定施設等とするほか、2以上の病院等に継続して入院等をした場合の住所地特例の取扱いについて所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第64号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関する事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、廃棄物減量等推進審議会は、委員15人以内で組織することとし、委員は学識経験者、関係団体の代表者、事業者の代表者、市民等のうちから市長が委嘱することとするものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第65号は、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うもので、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を図るものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、令和2年4月1日から遡及適用することといたしております。

次に、議案第66号は、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、水道の基本料金の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和2年7月1日から同年10月31日までの間において、水道の基本料金の額を半額とするものでございます。

なお、施行日は令和2年7月1日といたしております。

次に、議案第67号は、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条

例制定の件でございます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正の伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、非常勤消防団員の損害補償に係る保障基礎額を、階級及び勤務年数に応じてそれぞれ20円から100円引き上げ、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げるものでございます。

また、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を、100分の5から事故発生時における法定利率に改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、令和2年4月1日から遡及適用することといたしております。

次に、議案第68号は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件でございます。

本件は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること、並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約は、令和3年4月1日から施行することとなっております。

続きまして、追加で発送させていただきました案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第69号は、損害賠償の額を



定める件でございます。

本件は、公用自動車における物件破損事故に係る損害賠償でございます。

事故の発生状況につきましては、令和2年5月20日水曜日午前11時15分頃、摂津市鳥飼西三丁目9番28号において、公用普通塵芥車、ごみ収集車でございますが、倉庫の敷地に設置されている空調室外機に接触し、当該室外機を破損させたものでございます。損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。また、損害賠償の額は60万2,470円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

次に、報告第11号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件は、公用自動車における物件破損事故に係る損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和2年5月20日水曜日午前11時15分頃、摂津市鳥飼西三丁目9番28号において、公用普通塵芥車、ごみ収集車が倉庫の敷地に設置されている空調室外機に接触し、当該室外機が後方の倉庫側に倒れ、倉庫の外壁を破損させたものでございます。損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。また、損害賠償の額は5万5,000円で、全宅、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

なお、6月5日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

以上、令和2年第2回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。  
光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。質問というか、確認をちょっとさせてもらいたと思います。

議案第56号について、第三者委員会を設置するための本条例の制定ということですが、冒頭に副市長の話もありましたが、新聞報道等々で出ているかと思いますが、その第三者委員会が対象とする事案が何に対してということなのかということと、ちょっと感覚的には、第三者委員会が立ち上がると同時にその事案もセットのような気がするんですけど、今回、挙げられていない理由についてお伺いしたいと思います。

○福住礼子委員長 山口総務部長。

○山口総務部長 議案第56号の附属機関に関する条例の一部改正でございますけれども、これは、摂津市事務執行適正化第三者委員会として、議案書にも書いてございますとおり、不適正な事務処理等の事実関係を解明していただいて、及びその原因を究明するための調査、審議、並びに要因となった内部の統制、コンプライアンスに関する課題等について審議していただくということでございまして、もちろん今回のようなミスそのものがどうかということではなくて、どういう原因でこういうことになったのか、今後どうしていくべきかというふうな基本的な事項、そして、組織に関する、例えばリスク管理であったりとか、そういうふうな基本的な行政としての対応がどうであったのか、今後どうすべきかというふうなことの、行政としての基本姿勢についても審議し、答申をいただくというふうに考えてございます。

今回、その議案としては、一応この条例

だけでございますけれども、今後、今回の件も含めまして、これはやはり組織として非常に重要な問題だと思われることにつきましては、こちらの委員会のほうでしっかりと本質的なところを審議いただいて、報告いただくような形で考えてございます。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

森西委員。

○森西正委員 議案第56号に関して、関連して質問させていただきたいと思えます。

これは、本会議でもって審議をされることでありますけれども、施行が令和2年7月1日からということではありますが、そうしますと、市として様々な問題を解決するための第三者機関といいますか、調査とかいうようなことは、7月1日以降から開所するというような考えでよろしいのでしょうか。

○福住礼子委員長 山口総務部長。

○山口総務部長 7月1日となっておりますのは、もちろん議会議決後の初めの月を施行日といたしております。この日から始めるのかということがございますけれども、今、いろいろ報道等で問題となっております事柄につきましては、現在も内部で調査を進めているところでございまして、もちろん内部調査だけではなく、やはり公正な形でいろんな観点から見ていただくということで第三者委員会を立ち上げる予定でございまして、こちらを7月1日以降に委嘱するというふうな形になろうかと考えてございます。

以上です。

○福住礼子委員長 森西委員。

○森西正委員 内部調査という部分は、6月の段階からもするけれども、公の部分は7月からだというふうな解釈認識でよろしいですかね。

○福住礼子委員長 山口総務部長、よろしいですか。

○山口総務部長 はい、結構でございます。

○福住礼子委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質問を終わります。

理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○福住礼子委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 令和2年第2回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページの審議日程につきまして、会期は6月11日から6月26日までの16日間でございます。本会議初日の6月11日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

なお、審議日程案に記載はございませんが、11日の本会議終了後に、議会活動等検討委員会が開催予定となっております。

12日が文教上下水道及び民生常任委

員会、15日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、16日が委員会予備日でございます。また、15日の正午が一般質問の届出締切りでございます。17日が駅前等再開発特別委員会でございます。

次に、23日が議会運営委員会、25日は本会議で一般質問、翌26日は本会議最終日で、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決でございます。また、本会議終了後の議会運営委員会は、次の第3回定例会の日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が提案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明いたします。

まず、6月11日につきましては、日程1が会期の決定でございます。日程2は、議案第40号など16件で、農業委員会委員の任命同意で、先ほどの協議会での態度表明を基に一括簡易採決と備考欄に記載いたします。日程3は、議案第37号など16件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託でございます。

3ページ、日程4は、報告第7号など5件で、一括して報告を受けていただきます。日程5は、議案第69号で提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。6月25日については、一般質問でございます。6月26日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第37号など委員会付託案件の16件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

その次におつけしています議案付託表でございますが、ご覧のとおり総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会及び駅前等再開発特別委員会を審査をお願いす

る案件でございます。

最後におつけしています議案第37号、所管別の分割表につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第4号）につきまして、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会及び駅前等再開発特別委員会を審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○福住礼子委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 6月11日の本会議に関してご報告いたします

全国市議会議長会からの永年勤続表彰伝達式についてでございます。

去る5月27日付で全国市議会議長会から表彰されました方の、表彰状の伝達式を6月11日の本会議開会前に行います。今回の表彰におきまして、三好義治議員が30年表彰を受賞されておられます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 ただいま事務局から説明がありました点について、よろしくお願いたします。

以上で、本委員会を閉会します。

（午前10時47分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福住礼子

議会運営委員 香川良平